

【ポスターセッション】

知的障害者に「わかりやすい」法制度の情報提供に関する検討
—障害者総合支援法の「わかりやすい版」パンフレットを用いたワークショップの実践—

○ 打浪 文子（淑徳大学短期大学部・7714）

吉川 かおり（明星大学・2069）

キーワード：情報保障、ワークショップ、わかりやすさ

1. 研究目的

知的障害者に情報保障を行う際、わかりやすい文書の作成や、わかりやすい説明は必須である。とくに、当事者の生活に直接関わる法改正や福祉の諸制度の変革にあたって、知的障害者が理解しやすいかたちで法制度の情報保障を行うことは、当事者の意思決定や権利の保障として、またエンパワメントとして重要な意義を有する。しかし、当事者視点からの法制度を理解しやすいように文書をリライトする方法や、当事者にとってわかりやすい法制度の説明のあり方は日本国内において十分に追究されていない。

そこで本報告では、知的障害者が法制度への理解を深めるための示唆を得ることを目的に実施した、障害者総合支援法（以下、総合支援法）の「わかりやすい版」パンフレットを用いた知的障害者を対象としたワークショップ実践に基づき、わかりやすい法制度の情報提供のあり方および実践方法における課題を検討するⁱ。

2. 研究の視点および方法

A 大学東京キャンパスボランティアセンターが主催する知的障害者生涯学習支援事業の一つである「一日大学体験」ⁱⁱの中で、総合支援法の知的障害者向け「わかりやすい版」パンフレット（全8ページ）を用いたワークショップを実施した。所用時間は一時間程度であった。参加者はA大学が位置する東京都B区に在学・在住・在勤者を中心とした、軽度から重度までの知的障害を有する18歳から45歳までの16名であった。支援者として筆者およびA大学の教員・学生・卒業生が参加したⁱⁱⁱ。ワークショップは録画にて記録し、法制度の理解に関する発言や行動を抽出し、分析および考察の対象とした。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針に従い、参加者及び保護者には、得られた回答を集計・発表する際には個人が特定できないよう配慮することを伝え、同意を得た。

4. 研究結果

以下の表のスケジュールにてワークショップを実践した。

ワークショップの実施にあたり、①支援や福祉を身近に考えられるようになる、②総合支援法による福祉サービスの種類を理解する、③総合支援法によって提供される福祉サービスを利用するための手順について知る、という3点をねらいとした。また、実施に際し、当事者主体的な参加の方法の検討（意思表示カードの使用、グループワークの活用）^{iv}、視覚的・聴覚的な資料の準備（「パンフレット」内容を複製したスライドや、取材動画の挿入）、言葉でのコミュニケーションが難しい参加者への一対一での支援の準備など、参加者が主体的にワークショップに参加できるよう配慮した。

時間	内容
～10:30	アイスブレイク
10:30 ～10:40	Q&A パンフレット P1 説明
10:40 ～10:55	パンフレット p2～3 説明 グループワーク 1（支援ニーズについての話し合い）
10:55 ～11:05	パンフレット p4～5 説明
11:05 ～11:20	パンフレット p6～7 説明 グループワーク 2（相談援助に関する疑似体験）
11:20 ～11:30	パンフレット p8 説明 まとめ・チェックシート記入

5. 考察

ワークショップのねらい①②③はいずれも一定程度は達成されたと言ってよい。参加者の大半はグループワーク1の際、パンフレットに掲載されている事例と自分の共通点を考えてグループを選択し、自らの支援ニーズを話すことができた。これは各事例を身近にとらえ、自分との接点を見出すことができた結果と考えられる。また、グループワーク2を通して、参加者らは学んだ支援・福祉サービスを自分にあてはめ、利用したい支援や今後支援を受けて実現したい将来の希望を述べることができた。また、これまで自覚のなかった支援ニーズを自覚できた参加者もいた。これらはパンフレットに記載されている支援・福祉サービスの内容を理解できた結果と考えられる。知的障害者の情報保障において、法制度の「わかりやすい版」の視覚的な情報の補完のみならず、法制度の内容と個々の具体的な支援に関する経験を結び付けることができるような体験型学習を併せて行うことが、理解の促進において重要であることが示唆された。

6. 今後の課題

知的障害者の意思表示を促進し参加感を高めるために、障害像（障害の程度）に合わせた情報提供の方法の開発と調整、映像や動画に加えて見学などの体験的な実施方法の追究、ワークショップの司会やグループワークのファシリテーターを知的障害者自身が担うなどの、当事者主体のワークショップのあり方を追究することが今後の課題である。

ⁱ 障害者総合支援法の「わかりやすい版」パンフレットの作成および本ワークショップは、平成27年度障害者総合福祉推進事業で（福）大阪手をつなぐ育成会が事業委託を受け実施したものの一部である。筆者らは本事業の検討委員である。<http://www.osaka-ikuseikai.or.jp/jigyo/file/honninkatudou/sougou-houkokusyo.pdf>

ⁱⁱ 「一日大学体験」とは、A大学東京キャンパスにて2012年度より実施されている知的障害者向けのオープンカレッジである。詳しくは樋田幸恵・山田修平・打浪文子（2016）「知的障害者生涯学習支援事業の課題と展望」『淑徳大学短期大学部研究紀要』55, pp17-36.

ⁱⁱⁱ A大学は保育者および社会福祉士等の養成校であり、筆者の他に支援者として参加した教員2名、および学生・卒業生12名は、福祉に関わる専門知識や実習経験があった（ただし経験や学習状況には個人差がある）。

^{iv} 当事者主体のワークショップを構成するにあたり、以下を参照した。社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会編（2013）『みんなで知る見るプログラム』社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会。